

⇒ 研究ノート ⇐

第三分野保険市場*

芹 澤 伸 子**

概 要

我が国には第三分野保険と呼ばれ、生命保険と損害保険に続いて新たに定義された私的な保険分野がある。保険産業において特に生命保険会社は機関投資家として金融市場で主要な役割を演じる主体であり、我が国でも政府の規制下にある。第三分野保険の歴史は浅く、資本の自由化の流れに沿って1970年代当初は外国の生命保険会社にのみ門戸が開かれた市場であったが、1995年の抜本的な保険業の改正を経て2001年に第三分野保険市場が完全自由化され、国内の保険会社全てに販売が解禁された。本稿では第三分野保険市場の構造と特性を理解するため当該市場の変遷を概観する。

1. はじめに

我が国には第三分野保険 (the third-sector insurance) と呼ばれ、生命保険 (第一分野) と損害保険 (第二分野) に続いて新たに定義された保険分野がある。これは医療保険やがん保険、女性保険等に代表されるように今や大変身近になった保険の分野で、生命保険と損害保険に入らない保険商品群を指す¹。第三分野保険の歴史は浅く、戦後の貿易、資本の自由化の流れに沿って政策的に創設された市場である。創設当初第三分野保険市場は外国の生命保険会社にのみ開放され、第一号の外国生命保険会社として1973年に第一号の生命保険業者としてアリコ ジャパンが日本人向けの保険商品販売を開始し、翌74年にはアメリカンファミリー生命保険会社が参入した²。70~80年代様々な分野で日米貿易摩擦は白熱化していたがバブルが崩壊すると、我

* 本研究はH22年度かんぽ財団の調査研究助成を受けたものであり記して感謝します。なお文中個人名の敬称は略しています。

** serizawa@econ.niigata-u.ac.jp

¹ 生命保険を英語では life insurance、損害保険は general insurance あるいは non-life insurance と訳される。我が国の私的保険において、生命保険以外の保険が損害保険であった時代を経て誕生したのが第三分野保険であるが、損害保険を欧州大陸風に non-life insurance (米国では property and casualty insurance) と訳すと、非-生命保険ということになりこの新分野の保険を含めて生命保険を除く全ての保険を含めしまうため、第三分野保険は the third-sector insurance と訳されるようだ。

² 外国生命保険業者については後述する。国内の保険産業の歴史からもわかるように、内外の金融市場の動向を反映して保険会社においても買収や合併、事業再編、業務提携等ダイナミックに動いている。そのため特別付記しない限り、本論で取り上げる個別の企業名称は2010年12月時点のものである。

が国は第三分野を日本の保険会社にも開放する等1993年に日米間の保険協議に着手した。しかし協議は大きく混乱し、「2000年まで外国保険事業者に対する第三分野市場激変緩和措置を導入する」ことで1996年ようやく決着した³。2001年から生命保険会社、損害保険会社、保険事業者を問わずいずれの保険事業者であっても第三分野保険の商品を販売することが可能になり、外国保険会社による第三分野の独占状態は解消した⁴。この間1995年に保険業法が全部改正され(1996年施行)第三分野市場は大きな転機を迎えた。第三分野保険市場は短い期間で急成長してきた分野の一つであると同時に、非常に競争が激しい市場の一つであり現在もかんぽ生命の参入問題が市場を揺さぶっている。技術開発により保険商品の多様性が増大する一方、インターネットなど ICT (情報通信技術) を駆使した新しい販売手法の登場、また2007年から銀行や証券会社等の窓口で商品販売が解禁され販売ルートも多様化しており、消費者は大きな恩恵を受けている。強い規制のもとにあった保険市場に参入が進めば、理論的には市場の効率性が高まり、国民の厚生は改善されるはずである。しかし保険産業でも非常に競争の激しい米国では、最大の保険持ち株会社 A I G が破綻し巨額の公的資金が投入されたことは記憶に新しく、競争的市場でも企業のエージェンシー問題は一向に解消されない。第三分野保険市場の市場構造は、自国内で外国企業による独占(厳密には寡占的市場)であったのが、自国企業に参入が許され、自国および外国企業からなる寡占的状况に変貌したが、企業行動はどのような影響を受けたのであろう。保険会社の行動については Rothschild and Stiglitz (1976) の先駆的な研究に始まり膨大な数の先行研究があるが、第三分野の市場構造を明示的に取り入れた企業行動に関する研究は筆者の知る限り極めて少ない。例外として大倉(2004)があるが市場構造の特性は反映されていない。日米関係を中心に国際経済環境が変化し市場は今後も変容してゆくが、第三分野市場を経済学的に分析するためには、対内・対外政策、マクロ経済的及び社会的・文化的要素を踏まえ、市場構造を正しく理解した上で考察する必要がある。本稿では第三分野市場を鳥瞰し、固有の特性を理解することを目的とする。

本稿の構成は以下となっている。第2章で我が国の保険市場全体を俯瞰する。第3章では第三分野市場について概観し、第4章で第三分野市場に参入する2つの外国生命保険会社を比較考量する。第5章はむすびとなっている。

³ この経緯については山浦(2000)等を参照されたい。

⁴ 後述するように共済事業者は保険会社ではないので、保険事業者としている。また郵政民営化後誕生した株式会社かんぽ生命保険は、各データには生命保険会社の中に組み入れられていることが多い。しかし政府が100%保有する持株会社、日本郵政株式会社の傘下にあるため、本稿では特記しない限り他の私生命保険会社と分けて扱う。

2. 我が国の保険市場

保険とは、「死亡・火災などの偶発的事故の発生の蓋然性が統計的方法その他によって或る程度まで予知できる場合、共通にその事故の脅威を受けるものが、あらかじめ一定の掛金（保険料）を互いに拠出しておいて、積立金を用いてその事故（保険事故）に遇った人に一定金額（保険金）を与え、損害を補償する制度」である（出典『広辞苑 第四版』）。即ち、保険とは将来起きるかも知れないリスクに備えるメカニズムであり、このリスクの分担を誰がどのように引き受けるかによって公的保険と私的保険に分けることが出来る⁵。前者として我が国では社会保障制度としての公的社会保険が整備されており、今日医療保険制度（健康保険や国民健康保険等）、年金保険制（厚生年金や国民年金等）、介護保険制度、雇用保険（旧失業保険）制度等がある。（我が国の生命保険市場に関わる年表については付録1を参照されたい。）そこで第三分野保険との関係から医療保険に注目し、健康保険制度をみてみよう。なぜなら第三分野の保険商品は、例示したように、特定の疾病等人々の日常生活の質（QOL）に係わる保険が多く、生命保険、あるいは生命保険会社との関連で取り上げることが多い。実際、第三分野保険は当初外国の生命保険会社に解放されたことから理解できよう。我が国の健康保険制度は、労働者を対象にして1922年に制定、1926年に施行された健康保険法に基づいており、我が国最初の社会保険制度である。また被用者（雇われている人）以外を対象とし市町村単位で運用する医療保険を整備するため、1958年に国民健康保険法（1938年制定）が全部改正された。これにより1961年には国民健康保険が全国の市町村と特別区に完全に導入され、これと同時に国民年金法（1959年制定）による保険料徴収が開始され、国民皆保険・国民皆年金が確立された。この国民皆保険制度の実現により個人が加入する社会保険制度によって自己負担率は異なるものの、一定の条件のもと日本国内に居住する外国人を含めて、極言すれば国民は必要ととき、いつでも、どこでも、どの医療機関でも、公的保険制度の下で提供される医療サービスを受けることができる。また2000年には介護保険制度が導入されたが、急速な少子高齢化と財政の硬直化により社会保障制度そのものの在り方が政治の場で常に争点となっている。

公的保険制度に対し、我が国において私的に運営される保険事業は規制下にあり、保険業を営もうとする事業者が保険業法（3条1項）に基づいて内閣総理大臣から免許を取得すると、「保険会社」となる⁶。周知のように保険事業は事業内容によって生命保険と損害保険とに大別されるが、生命保険分野には私的保険会社や共済事業の他に、1916年に創業された国営の簡易生命

⁵ アメリカの経済学者 F. H. Knight はある事象の生起確率を予測（計算）できる場合を「リスク」とし、その生起確率が予測できない状況を「不確実性」として区別した。後者を「ナイトの意味での不確実性」などともいう。

⁶ 米国での生命保険事業は登録制である。なお我が国では免許制であることから、厳密にいうと、我が国で外国保険業者、外国保険会社という場合、事業免許の取得有無で区別されるので、前者は事業免許あり、後者はない、ということになる。

保険（以下簡易保険とよぶ）があった。国民から集められた保険料は積立金として簡保資金に貯託され、資金運用部に貯託された郵便貯金や厚生年金等の積立金と併せて、財政投融资計画を通じて産業資金として活用される等、我が国の高度成長期を支える公的金融機関の資源配分機能を果たしてきた。しかし、資本・金融を始めとする経済の自由化の進展とグローバル化の深化が公的金融の役割を変貌させ、1990年代末から郵政三事業（郵便・郵便貯金・簡易保険）の民営化が進められた。2003年に郵政三事業を継承する日本郵政公社が誕生した後、2006年9月に簡易保険の民営化準備会社として株式会社かんぽ、が設立された。日本郵政公社は、2007年10月1日に持株会社の日本郵政株式会社と4つの事業会社（郵便事業株式会社（日本郵便）、郵便局株式会社（郵便局）、郵便貯金銀行（株式会社ゆうちょ銀行）、郵便保険会社（株式会社かんぽ生命保険））からなる日本郵政グループに改組された⁷。ただし後述するように、かんぽ生命保険の第三分野市場への参入は現在許されていない。

私的に営まれる保険会社は事業形態によって相互会社と株式会社とに分けられるが、相互保険会社とは保険業法に基づいて保険会社にのみに設立が認められた社団法人で、契約者を社員（株式会社の株主に相当）とするもので、営利保険として設立される株式会社は商法に基づく。1995年に保険業法が改正され大同生命（2002年）、太陽生命（2003年）、三井生命（2004年）が相互会社から株式会社に転換したが、2010年に第一生命は第一生命保険株式会社として東京証券所市場一部に上場し、大きなニュースになった⁸。第一生命保険相互会社は「非営利・会員組織の相互主義」を理念として1902年日本で始めて相互会社として誕生したが、市場公開することの衝撃である。上場して企業経営の透明度が高まり、市場から直接資金を調達することが可能になる一方、株式会社になると長期的な事業安定を求める契約者の厚生が株主の期待と背反することになり兼ねないため、他の大手生命保険会社は株式会社化を検討していないという。

一方保険会社とは別に同様の事業を営む事業形態として、「相互扶助と救済」を理念とする「共済事業」がある。保険会社が不特定多数の個人を対称とするのに対し、共済事業の特徴は、地域や職業を限定した構成員で組成されることである。保険業法は2006年に改正されたが、それ以前は共済事業には監督官庁の許認可を得たものと、加入者を「特定」していれば無許可でも運営可能な事業（根拠法がない）があった。しかし現実には西村（2000）の指摘にもあるように、共済事業が必ずしも特定グループ内の助け合いになっておらず不特定多数の加入を認めることが多いこと、また、無許可の目をくぐり抜けた悪徳事業者の引き起こす社会問題が大きくなってきたため、消費者保護の観点からも保険業法が改正され、かつての無許可共済もすべて金融

⁷ ゆうちょ銀行とかんぽ生命の株式は、段階的な株式売却により2017年9月までに完全に市場売却されるといわれている。

⁸ 近代的生命保険会社として1881年日本で初めて誕生した有限明治生命保険会社は、1893年に明治生命保険株式会社と改称、そして戦後の1947年に明治生命保険相互会社として新たに発足し、同様に明治22年設立の有限責任日本生命保険会社は1891年日本生命保険株式会社に社名変更、1947年日本生命保険相互会社として再発足している。このように大手生命保険会社は戦前：相互会社→株式会社→戦後：相互会社…とたどる保険会社が多い。

庁の監督下におかれるようになった。共済事業の市場規模は非常に大きく JA 共済（全国共済農業協同組合連合会）を筆頭として全労済（全国労働者共済生活協同組合連合会）、都道府県民共済（全国生活協同組合連合会）、CO・OP共済（日本コープ共済生活協同組合連合会）を4大共済事業と呼ぶ。中でも JA 共済はの動向は、農業自由化の問題を踏まえて事業の動向が注目を浴びている⁹。例えば脚注9に示したように JA 共済については内部補助の問題が指摘されており、2010年12月に開催された政府の行政刷新会議規制・制度改革分科会のワーキンググループにおいて、農協から金融と保険を分離することが検討されている¹⁰。

上述したように保険事業者の属性は多岐にわたり、組織の運営形態や事業範囲、業務内容などについてそれぞれ異なる監督官庁の監督のもとにおかれており、保険会社、かんぽ生命（簡易保険）、や共済事業は組織の属性によって監督官庁と根拠となる法律は異なる、というのが我が国の特徴といわれる（表1）¹¹。

表1 保険事業者毎の根拠法令と監督官庁

	保険事業者				
	保険会社	かんぽ生命保険	(簡易生命保険*)	J A 共済	全労済,都道府県民共済,CO・OP共済
根拠法令	保険業法	保険業法	(簡易生命保険法)	農業協同組合法	消費生活協同組合法
監督官庁	金融庁	金融庁、総務省	(総務省)	農林水産省	厚生労働省

* 民営化前に契約された郵便貯金や簡易生命保険は、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が契約を引き継ぎ、管理されている。

出典：2010年12月時点，著者作成

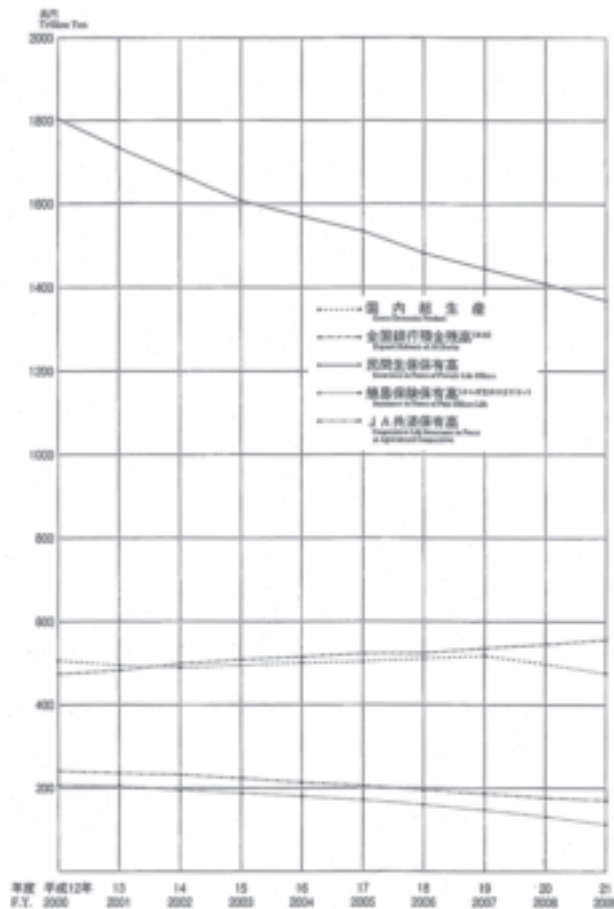
最後に生命保険市場の動向を見てみよう。まず、図1において2000-09年度にわたる10年間の我が国の金融市場をみると、(i) 全国銀行預金残高は逡増しており2000年末に500兆円を切っていたが2009年末には約12%増加し550兆円を超えている、(ii) 民間生保と JA 共済の保有高は逡減的で、とくに民間生保の減少傾向はきつく10年間で約1800兆円から約1380兆円と23%も減少、

⁹ 農林水産省が発表したH21年度末農業協同組合及び同連合会一斉調査によると（全国770の総合農協対象）、事業全体の経常利益2159億円の内、信用事業（金融）2013億と共済事業（保険）1734億のいわゆる金融部門の黒字、と非金融部門の農業関連事業▲188億円、生活その他事業▲264億円、と営農指導事業▲1136億円というようにすべて赤字（▲）となっている。

¹⁰ JA 共済は原則として農業協同組合の組合員が構成員である。また内部補助とは、グループ企業あるいは一企業内の多部門間で、黒字部門が赤字部門を賄うことをいうが、規制産業で内部補助が容認されてきたところに新規参入が許されると、高い収益が期待できる分野、サービスにだけに参入者が殺到しおいしいところ取りされ（クリームスキミング）、たちまち赤字部門のみならず黒字部門までが弱体化するという問題が起きる。そこで電気通信などの公益性の高い事業に対し、アクセスチャージやユニバーサルサービス基金のように、低収益のユニバーサルサービスを行う事業者に、基金を設けて参入者や高収益部門が補助金を交付する）を設けて、低収益性部門をカバーする方法が採用されている（NTT 東西地域会社）。

¹¹ 保険者と被保険者の間の非対称情報については、消費者保護の観点から「保険会社と契約者間の契約」に関する法律が2008年に制定（2010年4月施行）され、保険法（単独法）として整備されている。

図1 金融市場の推移



出典：保険研究所「平成22年版 インシュアランス生命保険統計号」

(iii) 200兆円を超えていた JA 共済保有高は200兆円を切っていることがわかる。なお簡易保険保有高も逡減しているが、かんぽ生命が含まれていないため、旧制度の簡易保険の満期を反映して2008、2009年度にかけて減少率が大きくなっている。

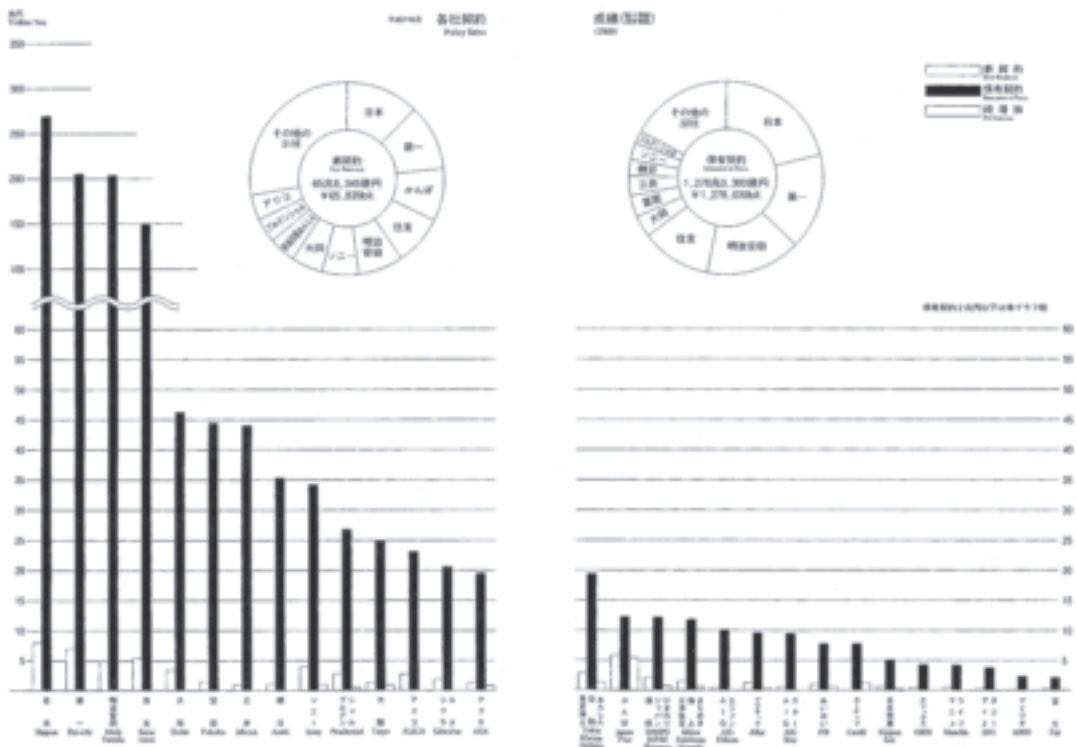
次に生命保険（個人保険と団体保険の合計）の市場シェアを見てみよう¹²。図2はH21年度決算時の我が国の民間生命保険会社（かんぽ生命保険を含む内国会社42社と外国会社4社の計46社）のシェアを示しているが、JA 共済など共済事業はデータに含まれていない。ここで内国会社とは、出資者の国籍を問わず我が国の法律に従って設立された保険事業者をさし、また外国会社とは、外国の本社（外国の法律によって設立され）の日本支社で国内で保険事業を営むた

¹² 個人保険は文字通り個人の自己判断で加入するものだが、団体保険は企業等（団体）の代表者が、従業員を被保険者として一括して保険契約を締結するもの。

め免許を取得した保険事業者を意味する。保有契約高1276兆の約70%を日本生命、第一生命、明治安田生命、住友生命（シェアの大きい順）が占めるが、その内H21年度新たに獲得した契約額（65兆8345億円）においては、かんぽ生命が健闘して第3位に入るが、これら5社のシェア合計は50%に満たない。

なお JA 共済を「平成22年版 インシュアランス生命保険統計号」で見ると、養老生命共済、終身共済、がん共済を合計したH21年度末の保有契約高は169兆7665億円（内がん共済3813億円）、加入件数は1391万件（内がん共済57万件）で、この内新契約高は14兆1627億円（内がん共済668億円）、加入件数は147万件（内がん共済10万件）である。このように JA 共済の保有高は民間生命保険会社とかんぽ生命を合わせた上記46社の約13%に充当し、その規模の大きさがわかる¹³。

図2 生命保険市場のシェア



出典：保険研究所「平成22年版 インシュアランス生命保険統計号」

¹³ 同じデータソースにおいて、JA共済のH20年度末（養老生命共済、終身共済、がん共済を合計）の実績は、保有契約額176兆5537億円（内がん共済3302億円）、1387万件（内がん共済48万件）、また新契約額は15兆2404億円（内がん共済549億円）、140万件（内がん共済8万件）であった。H21年度と比べるとJA共済の保有契約額と新規契約額は減少しているが、がん共済は保有契約と新契約ともに契約額、契約件数が増加している。

3. 第三分野保険

生命保険は「人の生存又は死亡に関し一定額の保険金を支払うことを約し保険料を収受する保険」で生命保険会社が、損害保険は「一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補することを約し保険料を収受する保険」で損害保険会社が引き受ける。各保険事業にはいくつかのタイプがあり、生命保険は死亡保険、生存保険、そして生死混合保険の3つに大別される。(i) 死亡保険とは、被保険者が死亡あるいは高度障害状態になった時に保険金が支払われるもので、残された家族への遺産としての機能を持つが、(ii) 生存保険は、個人年金保険や学資保険のように、被保険者が保険期間満了まで生存していれば支払われるため、本人や家族の将来への備へとなるよう貯蓄機能を有しているもの、また (iii) 生死混合保険とは、貯蓄的性質を持つ商品といわれる養老保険のように、被保険者が保険期間満了まで生存していても、あるいは保険の期限が到達する前に死亡しても同額の保険金が支払われるものである¹⁴。一方損害保険には、船舶や貨物・輸送保険の他、火災・地震保険、自動車保険、バイク保険、海外旅行保険、普通傷害保険、生産物賠償責任保険 (PL法)、賠償責任保険、golfer 保険等がある。既述したように、これら2つの保険分野の中間の分野としてするとされる保険が「第三分野保険」だ。公的医療保険制度を補完するといわれるように、健康保険が給付対象としない医療保険や特定の疾病に限定した保険 (例えば三大疾病 (がん、脳卒中、急性心筋梗塞) やがん保険、女性保険等) や就業不能に備える所得補償保険、介護保険等が第三分野保険に該当する。現在のところ第三分野市場では、医療費支出・サービスに備える商品が主流とみえるが、個人の加入者は生命保険の主契約商品に特約として付加することに加えて、保険商品をあたかもパーツ (単体) として購入する傾向がある¹⁵。技術進歩が進むほど自由診療として健康保険適用対象外となる高額の治療・投薬等は増加し、また、消費者の多様性志向から特別療養環境室を希望する等、いわゆる差額ベッド代や入院中の食事代等への備えもあろう。尤も我が国には現在高額療養費制度があるため、健康保険が適用される医療サービスであれば一旦被保険者が支払った後、自己負担限度額を超える部分は後日払い戻される。また医療技術の進歩によって入院期間が短くなることも予想される等、医療費支出をどこまで医療保険で準備する必要があるのか (費用便益) 熟慮しなくてはならない。将来遭遇するかもしれない病に対し、多様なオプションの中から患者自らが選択できる時代に対応した保険といえ、今後もさまざまな商品の開発が期待されている。

¹⁴ 生命保険の仕組みや生命保険市場の現状については出口 (2009) 等を参照のこと。

¹⁵ このような消費者の嗜好を、掛け捨て型、あるいは積み立て型保険志向か、と議論することがある。後者に比べ前者は保険会社の運用リスクが小さいため保険料が相対的に安くなっているが、所得や雇用情勢、市場金利等マクロ経済変数のインパクトを考慮して分析しなくてはならない。

3.1 資本の自由化と第三分野保険市場の誕生

第三分野保険市場の最大の特徴は、我が国の貿易、資本の自由化の過程で、1970年代初期に政治的に外国生命保険会社にのみ参入が許された閉鎖的市場であったことである。尤も我が国が60年代、国際化に向けて保険事業の規制改革を遂行すべき好機を逃したことが、第三分野への外国保険事業者への占有を長く許すことになった。山浦（2000）は、戦後は護送船団方式のもと画一的な保険事業政策が採用され、国内保険会社の伝統的な事業体質が温存されたため、資本自由化に因應べく第三分野市場に外国保険を封じ込めてきた、と述べている。

高度成長期を経て1955年に我が国は GATT（関税および貿易に関する一般協定）に加盟したが、これにより我が国を取り巻く国際経済環境は大きく変貌した¹⁶。加盟国は GATT 三原則「自由（関税引き下げ、数量割り当て禁止）、無差別（最恵国待遇、内国民待遇）、多角主義」を遵守しなければならず我が国は1960年代から貿易の自由化を進め、また、67年に資本の自由化に着手し「対内直接投資等の自由化について」が決定された¹⁷。これを受け「自由化措置」として自由化の具体的な枠組みやスケジュールが示されたが、(i) 自由化する業種をリストアップするポジティブ・リスト方式を採用、(ii) 参入が既存企業の株式取得によるものと、子会社または合弁会社形態による企業新設の場合に分けて対応し、まず企業新設のケースを中心に自由化を進めた、等が我が国の資本自由化の特徴といわれる（PRANJ ワークショップ2002）。そして自由化措置運用のため、対象業種を自由化業種と非自由化業種に分類、選定し、1973年まで自由化が段階的に進められた。なお保険分野は1969年に第一類自由化業種に分類されたが、外資比率が50%までの場合に自動認可される業種を第一類自由化業種という。一方金融市場に目を転ずると、戦後我が国の金融市場は護送船団体制の下1947年から規制金利が導入されていた。1971年のニクソン・ショックの後我が国も変動相場制に移行した。変動相場制がもたらす経済停滞（円高不況）の懸念と1973年の第一次石油ショックという外生的要因による不況を乗り切るため、国債が大量に発行され結果的に激しいインフレを引き起こした。またこの国債が市場で取引される過程で規制金利に影響を与えるようになった。1978年に短期金融市場の自由化、85年には定期性預金金利の自由化、94年には全ての流動性預金金利の自由化が始まり、外為法が改正（1980年）されて国内外の資本取引が自由化された。

世界経済は70年代2度の石油危機に見舞われたため、先進各国の間で保護主義が強まっていたが、我が国では政府が1970年代は知識集約型産業、また80年代は創造的知識集約化、と「ビジョン」を示し新たな産業構造への転換を模索する時代であった（伊藤他（1988）、清野（1993）、小

¹⁶ 自由貿易促進に大きな成果を挙げた GATT は、物品のみを対称とした国際貿易に関する国際ルール（協定）だが1995年に発展的に解消し、農産物に焦点を当てた投資、サービス、知的所有権などの分野にルールを拡大した WTO（世界貿易機関）に引き継がれた国際公共財である。これは冷戦が終結し多国間協議で諸問題を解決することが困難になる一方、先進国と途上国の農産物貿易の問題や、増加するサービス取引・知的財産権取引の問題に対応する必要性から刷新された。

¹⁷ 資本自由化についての詳細は経済産業省の昭和44年版通商白書第3部2節を参照されたい。

宮(1999)等参照のこと)。また1970年代後半から貿易収支の黒字が増大し対外不均衡が拡大するにつれ、日米間において繊維から鉄鋼、自動車や半導体産業へと貿易摩擦が激化し政治問題化した¹⁸。この頃1963年に設立された USTR(米国通商代表部)は、1974年に大統領行政府機関となって閣僚級の通商代表が大使の資格を持つに至り、80年代に入ってその権限は一層拡大した。米国をはじめ欧州諸国から市場開放を迫られる中、日米両国は貿易不均衡是正を目的に1989年に日米構造協議のテーブルに着いた。特に非関税障壁とされた規制産業の一つに保険が取り上げられ1993年から日米保険協議が始まったが、米国の保険会社の独占状態であった第三分野への内国保険会社の参入解禁を巡って協議が大いに紛糾したため、2000年まで第三分野激変緩和措置を導入することで同協議は1996年ようやく決着した。この間1995年に保険業法(1996年施行)が全面的に改正され、

- ・ 保険持株会社の解禁 ⇔ 第三分野保険の生命保険・損害保険会社相互乗り入れ
- ・ 相互会社から株式会社への組織変更が可能
- ・ 一社専属制から保険仲立人制度導入へ

を軸として第三分野市場が新しい局面を迎えた。ここで一社専属制とは、「保険会社から委託を受け、保険商品を営業・販売する保険募集人(いわゆる生保レディ等)が、任意の保険会社の専属になること」で法で規定されていたが、保険法改正後は乗合代理店と呼ばれるように、複数の会社の生命保険を取り扱うことが可能になった。付録2にある営業職員は保険募集人のことで、原則として給与は固定給ではなく業績(契約獲得額)に連動した歩合給による事業所得者で、ほとんどが女性という特徴がある¹⁹。

一方ドル高是正に向けた1985年のプラザ合意を受け、73-4年のインフレの経験から、我が国は円高不況回避のため金融緩和を実施したことが引き金となり、株価や不動産価格を暴騰させバブルが発生した²⁰。しかし、金融引き締めが早かったこともありバブルが崩壊した。この後遺症が生命保険業界では1997年に日産生命、99年東邦生命、2000年第百生命、千代田生命、協栄生命の相次ぐ破綻として表れた。これら保険会社は外国資本が受け皿となって立て直され、現在はそれぞれプルデンシャル生命、GE キャピタル・エジソン生命、マニユライフ生命、AIG スター生命、ジブラルタ生命となっている。これは国内では高金利時代に契約した巨額の生命

¹⁸ このほか非関税障壁への批判の高まりから我が国は1974年に大規模小売店舗立地法を施行、また1988年には牛肉とオレンジの輸入を自由化した。

¹⁹ 保険商品には主となる保険(主契約保険)に、追加的に付加できる特約保険がある。本来は他社商品との差別化を図るための商品であったが、一社専属制を守るため、商品構成を比較困難にするためのものと言われている(出口、2009)。

²⁰ バブル誕生前後の日本経済については脇田(2008)等参照のこと。

保険（長期、貯蓄性のある）の資産運用環境が厳しく利差の確保が困難になった事による²¹。また、2001年に第三分野商品の販売が国内保険会社本体に解禁され、2003年4月には郵政三事業民営化への第一歩として特殊法人の日本郵政公社が誕生する等小泉政権（2001-06）の下で規制緩和が一気に進んだ。しかし約120兆円を越える残高（保険契約準備金）をもつ簡易保険を巡って、郵便事業から切り離れた完全民営化を強く求める米国との対立で、2004-5年の日米保険協議や GATS（サービスの貿易に関する一般協定）交渉が大混乱した²²。しかし2007年12月から銀行や証券会社の窓口において保険商品の販売が可能となり、保険会社が製造した保険商品を銀行等金融機関に委託販売するシステムが解禁された。このことを「保険の製造・販売分離」という。これまで商品の製造と販売が一社専属制の下の一つの会社の中で完結する垂直的關係にあったが、(i) 銀行や証券会社などの販売金融機関が保険会社を保有する、あるいは (ii) 保険会社と銀行が合弁企業を設立して共同で商品開発すれば、先行する欧米諸国に倣った水平型の関係へと保険産業の構造が変化することを意味する。特に競争的市場で商品開発・販売ノウハウの蓄積してきた米国の保険会社は、商品開発の技術的標準化が非常に進んでいるといえ、疾病の傾向、文化や国民性、また保険商品の嗜好の違いに対応した商品の開発や新規参入を活性化させれば、情報通信技術（ITC）の普及による販売チャネルの拡大に伴い、市場競争が更に激しくなると予想できる。

3.2 第三分野市場の市場構造と参入

いわば市場開放を訴える米国の要求に応えるため政策的に創設された第三分野市場の参入企業数は米国の比ではないが、市場参入が許された外国保険事業者は「日本にない新規の商品、あるいは販売方法を持っているか」どうかにかかっていた。先駆的なアリコジャパンは掛け捨て保険と無配当保険の先鞭をつけ、日本で始めて1975年に生命保険付預金、76年に疾病保険発売、77年に弱体者終身保険、90年には女性専用特定ガン保険等それ以降も日本発の保険を矢継ぎ早に販売している。またがん保険を世界で始めて販売したアフラックは、販売代理店（アソシエイツ）を介した販売戦略をもって参入した。がん保険の市場シェアを生命保険事業者（かんぽ生命を含む42の内国生命保険事業者と4つの外国生命保険事業者の合計）において見る限り、外国会社による市場集中度の高さが際だつ。例えば、H21年度のがん保険の保有契約（新規契約）をみると外国保険事業者4社のシェアは件数ベースで81.6%（66%）、金額ベースで53.5%（32%）となっている（表2）。市場集中度の指標である HHI（ハーシュマン・ハーフィンダール

²¹ 利差とは資産運用の実際利回りが予定利率よりも高いことで、生命保険事業から生ずる剰余金の主要な源泉たる三利源の一つである。残りの死差益は実際死亡率が予定死亡率よりも低い場合、また費差益は実際事業費率が予定事業費率よりも低い場合に生ずる。（「有斐閣経済辞典第3版」）

²² GATS（General Agreement on Trade in Services）とはサービス貿易に関する一般協定で、TRIM（Agreement on Trade-Related Investment Measures）貿易関連投資措置に関する協定、TRIPS（Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights）知的所有権の貿易関連の側面に関する協定、と併せてGATT下1994年のウルグアイラウンドで締結された多角的貿易協定である。

指標)は、HHI が大きいと市場が集中的であることを意味し、理論的には、(i) HHI が大きい産業の利潤率は大きい、(ii) 参入企業数が一定なら、市場シェアの分散が大きいとHHI は大きく、シェア上位企業のマークアップ(価格-限界費用格差)はより大きいことを意味する²³。

ここで第三分野市場の現状を見てみよう。がん保険の市場については2章でも紹介したが、H21年度の個人保険実績を表2で見ると、

(i) 新規契約のうち民間生命保険会社(以下民間生保)を医療保険についてみると、金額ベースでは内国の上位4社(住友、ソニー、ジブラルタ、AIG スター)のシェアは約65%で非常に大きい、契約数ベースでは内国会社間のシェアの分散は小さくなる一方、内国会社に対して外国会社が圧倒的なシェアを占めている。

(ii) 同様のがん保険についてみると、金額ベースでは内国の上位4社(東京海上日動あんしん、太陽、アイエヌジー、ソニー)のシェアは50%弱、外国会社は約30%だが、契約数ベースではやはり外国会社が民間生保市場の約70%と圧倒的なシェアを占めている。

(iii) 民間生保の成果を前年度と比べると、医療保険の新規契約数だけは凡そ23%増加したが、医療保険の契約額は34%減、がん保険の契約額と契約数はそれぞれ約9.7%減少している。このことから民間生保において医療保険の新規一件あたりの契約金額の小口化が見てとれる。

(iv) JA共済と民間生保を比べると、がん保険の新規契約額は民間生保の1.5倍にのぼり、更に獲得件数においては10%に満たない。即ち、がん共済は一件あたりの契約額が圧倒的に大きいものと考えられる。脚注13でも述べたが、H20年度と比べるとJA共済のがん共済は保有契約と新契約ともに契約額、契約件数が増加しており、「農協から金融と保険を分離」という検討課題の行方が注目される。

²³ 茶野(2005)は、1999-2002年度の期間で主要生命保険会社10社(日本、第一、住友、明治、安田、三井、朝日、太陽、大同、富国生命)の財務データ等に基づき分析し、我が国の生命保険市場が独占的競争状態にあるとしている。

表2 平成21年度生命保険の個人保険種類別契約の状況

個人保険種類別新規契約 (百万円)

	医療 (保険・共済*)	がん (保険・共済)
民間生命保険	312401	44571
内国上位4社*	201967	23330
4外国会社*	21722	14284
J A 共済	1341373	66834
合計	1653774	111405
民間生命保険前年度計	471277	49066

個人保険種類別新規契約

	医療 (保険・共済*)	がん (保険・共済)
民間生命保険	3380971	1266050
内国上位4社*	797006	232401
4外国事業社*	1193555	837740
J A 共済	200482	107873
合計	3581453	1373923
民間生命保険前年度計	2743338	1351604

個人保険種類別新規契約 (百万円)

	医療 (保険・共済*)	がん (保険・共済)
民間生命保険	5341474	3200102
内国上位4社*	4461899	1488982
4外国会社*	879575	1711120
J A 共済	1514643	381317
合計	6856117	3581419
民間生命保険前年度計	5715839	3432539

個人保険種類別新規契約

	医療 (保険・共済*)	がん (保険・共済)
民間生命保険	22056723	18887488
内国上位4社*	15039231	3466389
4外国事業社*	7017492	15421099
J A 共済	541863	571864
合計	22598586	19459352
民間生命保険前年度計	20249567	18601436

*内国会社は42社(設立順で)で、その上位4社について契約額と契約数について必ずしも順位が同じではない。42社とは設立順に第一、AIG スター、富国、日本、朝日、明治安田、大同、T&D ファイナンシャル、三井、住友、マスマニューチュアル、太陽、ソニー、損保ジャパンひまわり、プルデンシャル、ピーシーイー、オリックス、アクサ、アイエヌジー、東京海上日動あんしん、日本興亜、富士、あいおい、フコクしんらい、三井住友海上きらめき、東京海上日動フィナンシャル、AIG エジソン、マニユライフ、損保ジャパン DIY、ハートフォード、プルデンシャルジブラ、ルタファイナンシャル、三井住友海上メットライフ、クレディ・アグリコル、第一フロンティア、かんぽ、アリアンツ、ネクステイア、ライフネット、みどり、ソニー・ライフ・エイゴン。また4外国事業者とはアリコジャパン、アフラック、チューリッヒ、カーディフ。

*JA 共済の医療共済には定期医療共済を含んでおり、また期末時点で保有残である。

出典：保険研究所「平成22年版 インシュアランス生命保険統計号」のデータを基に作成

今日国内の生命保険事業者は、巨額の高利回りの商品（長期で貯蓄性のある保険商品）を保有し保有高の減少傾向（図1）が止まらない等、厳しい環境にあるといえる。既述したように2007年、銀行など金融機関の窓口で保険商品の販売が全面解禁されたため、同年民営化された郵便局会社、ゆうちょ銀行、かんぽ保険が代理や代行によって保険会社の商品の販売を開始した。また、各社商品の比較が幾分しやすくなるネット経由による保険商品の販路拡大で競争が激化している。生命保険の新規加入数が伸び悩む中、今日新規参入が進むなど市場の賑わいを見せている唯一の市場が第三分野である。これは死亡保険に次いで付加保険料を大きく見込める商品が医療保険といわれるからである（出口、2009）。しかし、このような環境の中で生じた問題のひとつが、2005年の富士火災海上保険や明治安田生命保険で発覚した保険金不払い問題である。前者は自動車保険、後者は死亡保険金についてであるが、その後不適切な保険金や配当金不払い問題が生損保業界全体の分野横断的な商品に亘る問題であることが明らかになり、業界に対する不信感を掻き立てた。商品内容が複雑になり過ぎていることも遠因の一つといわれている。損害保険会社の問題は当初自動車保険の特約についてもが多かったが、金融庁（平成19年3月14日発表）によると、損害保険会社の第三分野商品の不適切な不払い問題は、支

私管理体制の問題（支払査定マニュアル等の不整備、担当者の医療知識等不足、支払査定実務における調査・事実確認の不徹底、事後検証の機能発揮不全）と商品開発管理体制の問題、内部監査の問題に起因するとしている。第三分野市場における今後の焦点は、新たな参入として業界を揺さぶる、かんぽ生命保険の第三分野保険への参入問題である²⁴。2010年11月14日付けの朝日新聞の記事によれば、USTR カーク代表は前原外相との会談で、米国産牛肉の輸入制限やかんぽ生命のがん保険参入の問題を全面的に取り上げたと報じている。

3.3 保険と文化：がん保険とガン保険

保険に関する消費者の好みや傾向は国民性のように社会文化的側面が影響するため、それらが商品開発や販売戦略にも生かされている²⁵。例えば、癌に関する保険は今や第三分野保険の代表的商品だが、その成長には社会通念の変化や社会文化的環境の変化がある。ここで注意して欲しいのは「癌」保険ではなく「がん保険」だ。音では同じ響きだが、視覚的印象の違いからか現在は「がん保険」が多く採用されている²⁶。今と違い70年代まだ「がん」は日本社会で認知されておらず日本市場開拓には非常な苦労があったといわれように、アフラックはあえてひらがなを採用し「がん保険」とし、また後述するように、キャラクターを導入する等イメージ改良戦略を採用した。癌が死の病と恐れられていた時代、「告知」問題が人々を苦しめ、癌と言う言葉は何か底知れない恐怖感を漂わせて久しく忌み嫌われていた。しかし、研究開発が進み高度先進医療技術の発達で、個人の遺伝情報からある種の癌に罹患する確立まで予測できるようになった今日、全てではないにしろ、早期発見し治療すれば完治する、といわれる時代に入った。平和で豊かな時代に入り技術進歩が日本人の寿命を延ばした結果、ある意味で老化現象といえる癌を発症する確率が高くなったが、発見の精度が向上し、新薬や高度先進医療技術による治療法の選択肢が増加した。最近では医療費抑制のため予防医学の重要性が強調され、自治体ががん検診制度をやみくもに導入したり、患者が積極的に治療に取り組む必要性が認識され、インフォームドコンセントによる自己責任が問われている。このように、いつの間にか癌という病が社会の表舞台で語られ広く認知されるようになったが、これはごく最近の事である。

保険商品にはこのような「ひらがなネーミング」商品が多い。「リスク」にクールに対処する方法が保険であり、その堅苦しい印象を和らげるやさしいネーミングである。例えば JA 共済は「JA 共済の生命共済は、万一保障とともに、医療・生存保障の充実に力を入れています」と

²⁴ 2009年12月の内閣官房郵政改革推進室主催による「郵政改革に関するヒアリング」に提出された生命保険協会（2009）の資料によれば、郵政公社が発足した2002年（平成14年）度実績で契約件数、収入保険料、総資産額について「全生命保険会」と「簡易保険」を比較すると、前者がそれぞれ「1億1101万件、18兆9千億円、142兆1千億円」、同様に後者が「7264万件（65%）、14兆3千億円（76%）、125兆7千億円（88%）」であり、平成4年度末時点で全生命保険に対し簡易保険の総資産額が60%（66兆7千億円）から28%増加したといわれる。

²⁵ 保険需要を社会的、文化的要因で説明しようとするものに椎名（1967）や水島（2004）等多数ある。

²⁶ 長谷川町子の「意地悪ばあさん」のエピソードで、屏風に描かれた「雁」の絵図をみた意地悪ばあさんが「この鳥は雁（がん）？」と言ったため、隣の部屋にいた老人がびっくり自分が「癌」を煩っていると勘違いしてガックリ肩を落とす、という象徴的なマンガが思い出される。

広告し、第三分野対象の医療共済とがん共済は「ひとの保障」として、また損害保険に該当するものが、「いえの保障、くるまの保障」であり、大変わかりやすい。なお所得を「ほしょう」する保険についても各社の特色がよく現れている。「補償と保障」さらに「保証」では意味が異なることから、例えば損保ジャパンひまわり生命の「収入保障保険 家族のお守り」、アクサ生命の「収入保障のがん保険」やアリコジャパンの「収入保障保険」等生保会社のもの、日立キャピタル損保は「長期所得補償保険」である。保証は法律用語で主たる債務者が債務を履行しない場合に、その債務を主たる債務者に代わって履行する義務を負うこと、「保障」はある状態がそこなわれることのないように保護し守ること、そして損失などを金銭で補填するのが「補償」だからである。一方新規参入組みのライフネット生命は就業不能保険を「働く人への保険」としている。

4. 対内直接投資と外国保険業者

我が国への対内直接投資の内、外国に本社がありその日本支社として生命保険業を営む外国保険業者は現在4社あり、アリコ ジャパン（アリコ日本支社、以下アリコとよぶ）、アメリカンファミリー生命（アフラック日本支社、以下アフラックとよぶ）、チューリッヒ生命（チューリッヒ・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド日本支店）、カーディフ生命（カーディフ・アシュアランス・ヴィ日本支社）である。第三分野市場の生命保険会社の特徴は、これら外国保険業者による市場シェアが断然大きい事である。日本支社の場合、その企業成果は全て外国にある本社の企業成果に繰り込まれるため運命共同体となる。一方、100%出資の子会社の場合株主の責任は有限でリスクの分散が可能であり、また会計上完全に分離されているため独立性を維持できる。以下では外国保険会社の日本支社で代表的なアリコ ジャパンとアフラックの創業の経緯を比較してみよう。なお付録2ではH21年度決算の成果を外国保険業者4社と第三分野市場で上位を占めるいくつかの内国保険業者を比較しているので参照されたい。

4.1 アリコ ジャパン

1973年2月に我が国で営業を開始したアリコ ジャパンは、1921年に米国で創立されたアリコ社（American Life Insurance Company）の日本支社であり、掛け捨て保険、無配当保険の先鞭をつけた²⁷。もともと米国アリコは、米国最大の保険会社グループ持株会社として1967年に設立された AIG, Inc.（American International Group, Inc.）の傘下企業であった。AIGは1919年に上海で損害保険代理店 American Asiatic Underwriters（AAU）を開いたコーネリアス・バンダー・ス

²⁷ アリコ ジャパンは1954年に外国人向けの生命保険を販売開始したが、日本人向け生命保険の営業免許は1972年12月に取得している。また損害保険会社 AIU の前身である AIUC（American International Underwriters Corporation）は AIU 保険会社（日本支社）を設立し、1946年に GHQ の要請で日本駐留米軍に損害保険を販売を始めた。アメリカンホーム保険会社（日本支社）等と同様 AIU は AIG の100%子会社であるチャータイス（Chartis US., Inc.）の傘下にある。

ターが創業した。スターは中国大陸での事業に成功後、アジア・ラテンアメリカ・ヨーロッパ・中東へと事業を拡大し、1960年代後半二代目の社長として事業を引き継いだモーリス・R・グリーンバーグの指揮下持株会社として AIG, Inc. (American International Group, Inc.) が設立され、1969年に株式を公開した。これにより巨大な資金調達が可能となり、70-80年代にかけて画期的な商品を多数開発すると同時に大胆な多角化を実行して大成功を収めた。

グリーンバーグの長けた政治手腕は後年我が国でも発揮されたようだ。3.1で紹介したように1995年の保険業法全部改正で第三分野保険が自由化されることになったが、第三分野への日本の保険会社の参入を抑止するためグリーンバーグは当時のクリントン政権に圧力をかける等して、医療保険、がん保険、傷害保険について、第三分野激変緩和措置を獲得した(関岡, 2005)という。このアリコジャパンは日本人向けに保険商品を販売し始めてから6年後の1981年には保有契約高が一兆円を超えている (<http://www.alico.co.jp/about/history.htm>)。そして1984年にはNY証券取引市場に上場を果たし、これを機に本業以外への投資が拡大、同グループは急拡大して行く。しかし、2007年にサブプライムローン問題が顕在化するなか、AIGは2008年度に約993億ドルという米国史上最大の赤字を計上した。2008年9月15日の所謂リーマンショック(リーマンブラザーズ証券の破綻)が市場を揺るがす中 AIG が経営危機に陥ったため、Too big to failにより公的資金が投入され、政府の持ち株比率が8割に及んだAIGは米国政府の管理下におかれた。経営再建を図る AIG はその後多数の傘下企業を売却しているが、2010年3月に米国 Alico を140年以上の歴史をもつ生命保険会社 MetLife社(米国)に売却、同9月には日本の子会社である AIG スター生命保険株式会社と AIG エジソン生命保険株式会社を米国の保険会社大手のプルデンシャル・ファイナンシャルに売却することに合意した。

4.2 アフラック

アフラックは、1958年に世界ではじめてがん保険を開発した米国アフラックの日本支社である。米国アフラックは弁護士のジョン・エイモスがウィリアムとボールの兄弟と一緒に1955年、潜在的保険な市場であった米国ジョージア州にあるコロンバスで創業した²⁸。ジョンは弁護士資格取得後市民運動に熱心な地方検事として活躍していたが、31歳で同社を創業した。地方政治のみならず中央の政治活動にもコミットしており、1973年に地元紙(週間)を発行、77年には地元 TV 局を買収またそれを契機に米国地方都市で局を開設し地域情報の提供に貢献したが、米国アフラックの子会社であったことから70年代後半に物議をかもし同社の業績は一時停滞した。しかし一方で1974年に日本進出を果たしたのである。現在の日本支社の代表で会長であるチャールズ・レイクは、幼少期10年以上を日本で過ごし義務教育まで受けた知日家でジョンと同じ弁護士である。レイクはその実績を買われ1990年に USTR の特別補佐官に採用された後、USTR日本部長、次席通商代表付法律顧問などを歴任した。まさに日米保険協議を経験するな

²⁸ McCarty (2006) はJohn Amosの経歴を紹介している。

ど日米通商交渉を知り尽くした人物であり、1999年にアフラック・インターナショナル・インコーポレーテッド（Aflacグループの経営管理会社）に法律顧問兼副社長として入社し現在に至っている。同社の商品開発には知日家ならではのレイクの発想も生かされているのではないだろうか。

アフラックの HP によると子会社アフラックは1987年には米国アフラックの収益の2/3、利益の約70%を獲得、また現在は本社収益の貢献度は75%である²⁹。また2003年に個人保険の保有契約件数（個人年金保険を除く）が国内生命保険業界一位になり現在もその地位を保持しており、2010年3月期の保険料等収入は1兆2,315億円、保険金等支払額は5,890億円である（http://aflac-fresh.jp/company/com_st.html）³⁰。なお第一生命保険は特約保険でがんを含む商品を販売するが、がん保険は自社で開発せず、アフラックと業務提携してアフラックのがん保険を販売している。アフラックの強みはがん保険だが、その経営戦略も独特だ。ひらがなネーミングでも紹介したが、「がん」のもつ死の影を払拭するべく同社はイメージ戦略を導入している。2000年に米国アフラックがダック（アヒル）をオリジナルのコーポレートキャラクターとして採用し、日本でも2003年にデビューした（ちなみに日本のアリコはスヌーピーを採用しているようである）。もっとも米国ダックと日本ダックは両国の文化の違いを反映して異なるそうだが（<http://www.aflac.co.jp/duck/trivia.html>）。ダックの先輩ドナルドダックはディズニーファミリーの人気スターで日本人にも親しまれて来たキャラクターだが、赤い鶏冠のニワトリと違ってダックは日本の原風景にない動物だ³¹。しかし我が国はアニメ大国と言われるように、動物キャラクターを生活に密着させ育てる文化がある。例えば千客万来で活躍する狸や猫、華麗に変身したキティ嬢は国際的に活躍するなどお馴染みだ。また米国ダックに遅れて2003年に登場したソフトバンクのお父さんケン（犬）カイ君は生きた犬であるが、ホームドラマ仕立ての TVCM で今やトップスターである。このような文化の中でアフラックのダックは、日本で更なる進化を遂げ「ねこダック」として登場し、一緒に販売された新しい保険商品が空前の売り上げを記録したといわれる³²。

このようにアリコ ジャパンとアフラック両社に共通するのは、(i) 共に先駆的な保険商品を持っていたこと、また何より (ii) 政治力と戦略性なくしては高くそびえる我が国保険市場の壁を突破する事は出来なかったといえよう。しかし企業戦略はまったく異なり、(ii) アリコ ジャパンは、米国アリコのかつての親会社 AIG が金融コングロマリットとして、米国最大の保険持ち株会社で傘下にくつもの保険会社（日本では損害保険のAIU、アメリカンホーム保険や生命保険の AIG スター生命や AIG エジソン生命等）を保有していたように多角的戦略を

²⁹ revenue を収益, earnings を収益から税を引いた利益（なお収入は receipt や cash inflow）とした。

³⁰ 現在の米国 Aflac の CEO, Dan Amos は2010年度の米国における企業価値創出で Priceline.com の CEO, Jeffrey Boyd に次ぐ第2位になったと報じられている（<http://www.aflac.com/agents/agentstories.aspx>）。

³¹ 江戸中期に活躍した伊藤若冲は代表作「動植綵絵」にもあるように、鶏絵の奇才と言われている。

³² 米国にもフェリックスやトム&ジェリーのトムのように往年のネコのスターは沢山いた。

踏襲している。(付録2をみると現在アリコ ジャパンの取り扱い保険種類は51に対しアフラックは17である。) 一方 (iii) アフラックの戦略は創業者のポリシーと一貫し、地域社会で受け入れられるよう参入国の社会・文化を研究開発し、企業・商品イメージを確立して現地化を図ろうとしており、アリコ ジャパンとアフラックでは全く異なった経営戦略を採用しているといえよう。

5. おわりに

我が国の第三分野保険市場を経済学的に分析するためには、市場の特性を理解する必要がある。そのため市場の誕生から市場構造の変遷を概観し整理した。市場競争は激化するものの、35年を超えて個別商品で圧倒的な市場シェアを保っている外国保険事業者(日本支社)の中には親会社の利益8割に貢献する企業もあり、その中から代表的な2社を選び企業設立の経緯や戦略について比較考量した。第三分野保険市場が国内全ての保険事業者に解禁され市場競争が激しくなる中、かんぽ生命保険の第三分野保険への参入が取りざたされるが、併せて当市場の将来を展望した。今後は、不完全競争市場における対内直接投資や市場特性を反映した経済モデルで企業の行動を分析する。また保険商品の需要動向は、社会保障政策や金融政策、内外の経済環境の他社会的・文化的要素にも影響を受けるため、このことを明示的にして考察しなくてはならない。

参考文献

- 伊藤元重, 清野一治, 奥野正寛, 鈴木興太郎『産業政策の経済分析』東京大学出版会, 1988年
 清野一治『規制と競争の経済学』東京大学出版会, 1993年
 大倉真人「外資系生命保険会社の新規参入戦略に関する一考察」『生命保険論集』第148号, 133-48,
 2004年
 小宮竜太郎『日本の産業・貿易の経済分析』東洋経済新報社, 1999年
 茶野努「生命保険業における市場競争度の検証」『生命保険論集』第151号, 207-25頁, 2005年
 生命保険協会「郵政改革推進室ヒアリング資料」平成21年12月11日, 2009年
 関岡英之「奪われる日本」『文藝春秋』, 2005年12月01日号
 出口治明『生命保険入門 新版』岩波書店, 2009年
 西村周三『保険と年金の経済学』名古屋大学出版会, 2000年
 PRANJ (政策海外ネットワーク) ワークショップ記録「日本の外資政策」2002年4月21日ワシントン
 (<http://pranj.org/Workshop/2002/workshop042102.htm>)
 保険研究所『平成22年版インシュアランス生命保険統計号 平成21年度生保会社決算』, 2010年
 水島一也編著『保険文化 リスクと日本人』第2版千倉書房, 2004年
 山浦広海「日米保険協議と GATS サービス交渉- 保険分野国際化の試練に直面して」生命保険文化研究
 所, 文研論集 (131), 49-86頁, 2000年
 脇田成『日本経済のパースペクティブ』有斐閣, 2008年
- McCarty, L., 2006, "John Amos (1924-1990)" THE NEW GEORGIA ENCYCLOPEDIA, Georgia Humanities
 Council and the University of Georgia Press, 2006-03-10
 (<http://www.georgiaencyclopedia.org/nge/ArticlePrintable.jsp?id=h-1907>)
 Rothschild, M. and J. Stiglitz, 1976, "Equilibrium in Competitive Insurance Markets: An Essay on the
 Economics of Imperfect Information," The Quarterly Journal of Economics, Vol. 90(4), pp.630-49.

付録1 日本の生命保険市場に関する年表

出典: 『生命保険文化センター「生命保険事業の歩み」から(<http://www.jili.or.jp/>)
と独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構HP
(http://www.yuchokampo.go.jp/kampo/outline_3.html) に著者加筆

年代	イベント	簡易保険・かんぽ・外国保険事業者
1867(慶応3年)	福沢諭吉氏、「西洋旅案内」の中で、人の生涯請合として生命保険を紹介	
1880(明治13年)	安田善次郎氏等による共済五百名社創業	
1881(明治14年)	有限明治生命保険会社、日本における最初の科学的基礎に基づく生命保険会社として創立	
1889(明治22年)	藤沢利喜太郎氏、本邦死亡生残表(藤沢氏第1表)発表	
1900(明治33年)	●保険業法制定 農商務省に商工局保険課を新設し、保険事業の監督行政始まる	
1902(明治35年)	内閣統計局、死亡生残表(統計局第1表)発表 日本における最初の契約者相互の会社組織として第一生命保険相互会社創立	
1916(大正5年)		○簡易生命保険創業
1918(大正7年)	スペイン風邪の全国的流行(死者22万人、支払死亡契約1万7千件、支払保険金1,233万円)	
1922(大正11年)	●健康保険法制定	
1923(大正12年)	関東大震災(死亡14万2千人)、翌年までの満1年間の死亡支払件数5,741件、支払保険金額は706万円	
1925(大正14年)	保険監督行政、農商務省より商工省に移管	
1926(大正15年)	●健康保険法施行	○郵便年金事業の開始
1928(昭和3年)	国民保健体操(旧ラジオ体操)の制定	
1931(昭和6年)	商工省、日本経験生命表発表	
1934(昭和9年)	■民間生保会社の保有契約金額100億円を超える	
1938(昭和13年)	●国民健康保険法制定	
1939(昭和14年)	●保険業法改正(1900年制定の保険業法の抜本的改正)	
1941(昭和16年)	保険監督行政、商工省より大蔵省に移管	
1944(昭和19年)	■民間生保会社の総資産100億円を超える	
1946(昭和21年)		○簡易保険事業の政府独占廃止
1949(昭和24年)		○簡易生命保険法施行
1951(昭和26年)	現行のラジオ体操第一の放送開始	
1954(昭和29年)		◎アリコジャパン日本支社開設(外国人向け営業開始)
1955(昭和30年)	●GATTに加盟	
1958(昭和33年)	●国民健康保険法全部改正	
1959(昭和34年)	●保険審議会(大蔵大臣の諮問機関)発足	
1961(昭和36年)	●国民皆保険・国民皆年金制度の確立	
1964(昭和39年)	●IMF8条国に移行、OECDに加盟。	
1965(昭和40年)	●大蔵省、銀行局に保険部を設置	

1966(昭和41年)	●厚生年金基金（調整年金）制度発足	
1969(昭和44年)	●保険業、第一類自由化業種となる	
1972(昭和47年)	●保険審議会、「国際化の進展に伴う法制上の諸問題について」答申	◎アリコジャパン日本人向け営業許可取得
1973(昭和48年)	●国民生活審議会消費者保護部会、「保険サービスに関する問題点および対策の方向」について答申	◎アリコジャパン、営業開始
1974(昭和49年)	■民間生保会社の総資産10兆円を超える（1994年の1000倍）	◎アメリカンファミリー生命保険会社、営業開始
1981(昭和56年)		◎アリコジャパン保有契約高一兆円を超える
1982(昭和57年)	■民間生保会社の総資産30兆円を超える	
1985(昭和60年)	■民間生保会社の総資産50兆円を超える	
1991(平成3年)		○簡保資金50兆円**
1992(平成4年)		○簡保資金60兆円
1993(平成5年)	●日米保険協議開始	○簡保資金70兆円
1995(平成7年)	●保険業法全部改正（1996年新法施行）	○簡保資金80兆円
1996(平成8年)	●日米保険協議決着	○簡保資金90兆円
		◎チューリッヒ生命日本支店、営業開始
1997(平成9年)	●介護保険法制定 ●大蔵省、日産生命に業務の一部停止を命令	○簡保資金100兆円
1998(平成10年)	●金融監督庁発足	
1999(平成11年)	金融監督庁、東邦生命に業務一部停止命令を発動	○簡保資金110兆円
2000(平成12年)	●金融庁発足 ●介護保険法施行	
	●第三分野激変緩和措置を廃止	◎カーディフ生命、営業開始
	保険管理人、東邦生命からジー・イー・エジソン生命へ保険契約を移転	
	千代田生命、東京地裁に会社更生手続開始を申立て	
	協栄生命、東京地裁に会社更生手続開始を申立て	
2001(平成13年)	●保険の第三分野商品の販売、国内保険会社本体に解禁	○簡保資金120兆円
2002(平成14年)	○日本郵政公社法・日本郵政公社法施行法、可決、成立	
2003(平成15年)	○日本郵政公社設立	
2006(平成18年)	●改正保険業法施行	
2007(平成19年)	○日本郵政株式会社と4事業からなる日本郵政株グループ誕生	○株式会社かんぽ生命保険誕生
	●保険商品の窓口販売解禁	
2008(平成20年)	●保険法制定	
2010(平成22年)	●保険法施行	◎AIGがメットライフ(米国)へアリコ(米国)を売却
	第一生命保険、相互会社から株式会社に組織変更	◎AIGがブルデンシャル・ファイナンシャル(米国)へAIGスター生命保険

*独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構によると、簡保資金とは、郵政省のときに「簡易生命保険の積立金の運用に関する法律」に基づいて有価証券や貸付などで運用していた資金のこと。

付録2 H21年度末実績 外国保険業者と内国保険業者の比較

	総資産額順	総資産額 (円)	支社・ 営業支社	内勤職員	機関数・ 支店等	実働営 業職員	登録 代理店	保険 種類	ネーミング
外国 保 険 業 者	アリコ ジャパン	6兆7164億	43	1656 支社等2996	178	4157	法人5854 個人5285	51	ガン保険
	アフラック	6兆4140億	82	2357 支社1391	0	0	8211 個人11385	17	がん保険
	カーディフ生命	508億	0	87	0	0	20 個人0	6	-
	チューリッヒ生命	251億	0	105	0	0	55 個人0	5	ガン保険
内 国 保 険 業 者	日本生命	48兆6848億	107	8765 支社7706	1590	43037	3601 個人6176	41	がん保険
	第一生命	30兆8224億	92	6608 支社7344	1385	34444	2179 個人427	43	*
	明治安田生命	25兆124億	81	9071	1156	27029	491 個人838	51	(がん長期 サポート特約)
	住友生命	23兆183億	73	3609 支社5206	1764	29063	481 個人39	51	(がん特約III型)
	太陽生命	5兆8423億	146	1274 支社1669 顧客サービス職員 686	682	8757	57 個人267	49	ガン保険
	ソニー生命	4兆2865億	83	1145 支社173	440	4517	1798 個人291	40	がん保険
	ジブラルタ生命	3兆8025億	エリア数 59	支社本社 1626	490	5616	157 個人7769	27	がん保険
	東京海上日動 あんしん生命	3兆3056億	87	848 支社703	68	565	9638 個人5398	20	がん治療支援
	アイエヌジー生命	2兆9601億	34	539 支社188	0	0	3517 個人1681	16	ガン保険
	AIGスター生命	1兆5484億	38	449 支社576	232	3432	1135 個人1215	35	がん保険
かんぽ生命	100兆9698億	80	5211	0	1082	12 個人698	15	-	
共 済	JA共済	44兆6632億	エリア数 47	-	-	-	-	-	がん共済

*第一生命保険は特約にがんを扱う商品を持つが、がん保険としては業務提携先のアフラックのがん保険を販売している。

出典：保険研究所「平成22年版インシュアランス生命保険統計号」を基に作成

The third-sector insurance in Japan*

Nobuko Serizawa**

Faculty of Economics, Niigata University

Abstract

Third-sector insurance such as medical, cancer, and damage-loss insurance was established in Japan in 1970's. One characteristic of the market is that it initially was opened only for the foreign life insurance companies. But Insurance Business Act was drastically amended in 1995, and major domestic insurers were allowed to enter the market in 2001 after the long and complicated negotiations between Japan and US. Preparing for the theoretical investigation into the impacts of deregulation of Japan's insurance sector on firms' behavior, this paper surveys the transition of the market structure of the third-sector insurance from foreign monopoly to domestic and foreign oligopoly.

* Financial support from Kampozaidan Research Fund is gratefully acknowledged.

** serizawa@econ.niigata-u.ac.jp